

令和3年 一般質問 9月定例会

| 質問議員 | 質問順 | 質問番号 | 質問事項 |
|-------|-----|------|-----------------------------------|
| 岩田 靖 | 1 | 1 | 避難所でのコロナウイルス感染対策について |
| | | 2 | 洪水被害の時の避難場所について |
| | | 3 | 観光を兼ねた新しい整備センターの必要性について |
| | | 4 | 上ノ国の移住と地域おこし協力隊の事業について |
| | | 5 | 寿都町の核ゴミ問題について |
| 川島 忠治 | 2 | 1 | 季節性インフルエンザワクチン接種を無料で対応して下さい |
| | | 2 | 新型コロナウイルスPCR検査を町内で実施できるように |
| | | 3 | 小・中学校教育の教育環境の整備を |
| | | 4 | 一刻も早く少人数学級の実現を |
| | | 5 | 新生児にも定額給付金を支給して下さい |
| | | 6 | 保育所、放課後児童クラブに働く方に慰労金を支給して下さい |
| | | 7 | 町独自の宿泊、飲食店に支援金が該当しなかったお店に、支援して下さい |
| 久末 成弥 | 3 | 1 | 町民プール営業日数について |
| | | 2 | 町内の保育所、小中学校にエアコンの完備について |
| | | 3 | 河北保育所の施設について |
| | | 4 | 持続化給付金について |
| | | 5 | 道の駅の特産品直売所について |

岩田靖 議員

質問1 避難所でのコロナウイルス感染対策について

これからの時期は台風が多くなり、大雨などで避難しなければならない状況があると思いますが、その場合コロナ感染の対策も同時にしなければならず、避難所内は3密が起りやすい状況になりますが、その対策についてはどのように考えているか、町長の所見を伺います。

答弁▼町長

避難所における新型コロナウイルス感染対策については、これまでと同様の感染症対策のほか、検温の実施、マスクの着用、手洗いやアルコール消毒、室内の換気などの感染症対策を講じながら避難所の運営を図って参りたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、3密を防ぐ簡易間仕切や非常用排便収納などの感染症対策に必要な物資を購入するため、本議会において予算案を提出することといたしました。

また、今年度に改訂作業を行っている地域防災計画等においても感染症に関する対策を講ずるため、新型コロナウイルス感染症対策も含めた避難所マニュアルを作成することとしております。今後とも新型コロナウイルス感染症対策については、国や北海道の動向を踏まえつつ、関係機関の指導、指示を仰ぎながら対応して参りたいと存じます。

| | |
|--|---|
| | <p>再質問</p> |
| | <p>今回の台風10号で九州の各地の避難所では、コロナ対策の遅れから2時間遅れの開設になったり、また、収容人数の制限がかけられ避難所に入りきれない人が続出し、急遽避難所を増やしたりというニュースもありました。これはコロナ禍での避難所の運営の難しさが浮き彫りになったと思います。例えば避難所で冷房を入れた状態での実験では、ウイルスを含む飛沫の濃度が薄まることなく、長くどまり感染のリスクが上がるということがわかっています。長く滞在する広域避難所では、先程答弁にあった避難所マニュアルは大変役に立つと思いますが、コロナ対策として有効なマスクと消毒アルコールもありましたが、その他にパーティションや段ボールベットなどが有効的とされています。それら用意されているのかお聞きしたいです。</p> <p>また、各地区にあるコミュニティセンターや生活館などは一時避難になる場合が多く、スペース確保など避難マニュアルがあるような対策や、あるいは、発熱や疑いのある人の対応は難しいと考えられます。これについては、どのような対策が考えられますか。</p> |
| | <p>答弁▼総務課長</p> |
| | <p>まず1点目のご質問でございます。必要な物資についてパーティション等は1回目の答弁でもございましたように、今回の議会の方に予算計上をする予定としてございます。</p> <p>2点目のコロナ対策です、様々な発熱等のあった場合の避難ということでございますけれども、今、コロナに限らず感染症につきましては、今までも避難所において、様々な感染症による保健衛生等々が問題になってございます。なかなかちょっと対応に苦慮している部分もございますけれども、担当部局等々総動員しながら、そういう対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。</p> |
| | <p>再々質問</p> |
| | <p>人数制限はかけられることから、避難所での避難が困難になった場合、事前に安全な避難先の確保も必要ではないかと思えます。例えば、友人宅や親戚の家など、また車で避難し、避難所の駐車場で滞在する方法も有効的かと思えます。そのためには、車避難に必要なマニュアル作りも必要だと思われそうですが、いかがですか。</p> |
| | <p>答弁▼総務課長</p> |
| | <p>1回目の答弁もあったかと思えますけれども、今現在、専門家の意見を交えながら感染症対策のマニュアルを策定中でございます。当然、今言ったような形の中で3密を防ぐためには、現在の避難所では今まで想定した人数の3分の1程度しか避難できないものと考えてございます。また、他に先程言った体育館、高校等がけっこう収容人数ございます。そちらの方に避難を誘導するとか、そういった様々な方法の中で検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>また、テレビ報道等々でも私も見ておりますけれども、先程言ったような親戚宅、友人宅に避難する方法、また車中泊等々、ただ車中泊においてもですね、様々なエコノミー症候群等の事例もあるということから、その辺も鑑みながらですね、状況状況に応じながら、先程言ったように関係課と連携しながらですね、対策をしてまいりたいというふうに考えてございます。</p> |
| | <p>質問2 洪水被害の時の避難場所について</p> |
| | <p>ハザードマップ改訂版は今年中に出来るとのことですが、現ハザードマップが示している洪水地域を見ると中央区、大留、向浜、上ノ国で、その周辺にあるほとんどの指定されている避難所は浸水想定区域内に入っている。これは洪水が起きた場合、周辺には避難する場所がほとんどないのではないかと思います。これについての対策をどのように考えているか、町長の所見を伺います。</p> |
| | <p>答弁▼町長</p> |
| | <p>現在の上ノ国町洪水ハザードマップに掲載されています浸水想定区域は、大雨により数10箇所の堤防が決壊した場合のシミュレーションによる区域設定となっております。大留周辺地域の避難場所については、平成30年に開設した上ノ国町スポーツセンターが浸水想定区域内ではありますが、観覧席を含めた避難デッキは海拔約10メートルの高さにあり、収容人数は1千人以上可能であります。また、上ノ国高等学校は浸水想定区域から外れており、1,300人以上の収容が可能です。したがって、これらの施設以外も含めて浸水状況を確認しながら避難場所を適宜判断して参りたいと存じます。なお、洪水ハザードマップは、大雨の際に住民が自然災害による被害を予測し、迅速・的確に避難行動を行う目安となります。平成31年に北海道が洪水浸水想定区域の見直しを行ったことから、本町においても洪水ハザードマップの改訂版を本年度中に作成することとしております。</p> |
| | <p>再質問</p> |
| | <p>現在のハザードマップでは、上高は確かに浸水地域から外れているんですが、でも、上高であっても標高は4メートル程です。例えば大雨で、よく道道向かいの排水溝があふれ出したり、また、これは最悪の場合ですけど、ダムの上流放流などした場合はもろにその影響を受けることが考えられると思います。大雨で天野川が氾濫し、これらの地域は浸水し、冠水してしまったとき、想定される避難所の指定をしておかないと、現在指定されている避難所は、実は危険な場所だと知らずに避難してしまうおそれがあります。大雨の予想に併せて、また氾濫の危険性がある場合など、指定した避難マニュアル、または訓練が絶対的に必要ではないかと思えます。</p> <p>多くの住民を危険にさらしてしまう可能性があると思いますが、いかがですか。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>答弁▼総務課長</p> <p>岩田議員ご指摘のとおりだと思います。ただ、今現在施設課の方で洪水ハザードマップを策定中でございます。これはまた水防計画法等々、国の法律が改正になりまして、それに基づいた中での国の基準がございまして、それに基づくハザードマップを策定中でございます。</p> <p>それによりますと現在のところ、おっしゃるとおり大留地区等々含めまして、雨の状況によっては50センチから3メートルの浸水予測が最大ですけれどもあるというふうになつてございます。おっしゃるとおり避難所がそこに入っております。ただマップをつくることによりまして当然その雨の状況により、浸水状況わかるものを住民皆さんにお配りしますので、その辺を踏まえながら日頃から見、避難の状況等々考えていただきたいということもございまして、ハザードマップつくって全町民対象に配布するというようにしてございます。また訓練につきましては、ご指摘のとおりやっぱり訓練が一番大事なものですから、去年からなんですけれども、消防と連携しながら各地区を周りながら受け入れていただける町内会においては、そういう訓練を今やってる最中でございますので、ぜひ皆さんのご協力を得ながら、日頃のそういう訓練を基にですね、日々進めていきたいというふう考えているところでございます。</p> |
| | <p>再々質問</p> <p>これを一つの有効な手段として提案とします。例えば、先程もありましたけど分散避難、また水害が起きる前の状態での自動車避難。これはやってる自治体もあると思いますが、水害が起きてしまったあとの車の避難は大変危険なんですけど、あらかじめ訓練をして、その自動車避難をするというのも有効な手段の一つとして考えられると思います。</p> <p>また、町内で避難所が危ないのであれば、早い段階で江差の避難所も利用するというのも一つの手ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| | <p>答弁▼総務課長</p> <p>おっしゃるとおり分散型というのは有効な手段だと思います。ただ先程もおっしゃったとおり、スポーツセンター等々含めまして、今のところは避難状況が十分足りるのかなというふうな想定してございます。</p> <p>また、今広報等でも周知させていただいておりますが、避難の警報の状況でございます。まず最初に高齢者等々、状況に応じて気象庁と連携しながらですね、本町の方にも気象庁から危険ですよというのが、即座に町の方に連絡が入るようになってございます。そういう中で、災害対策本部の対策の中で示された、警報が1、2、3、4、4段階までございます。2の段階では高齢者、児童等の避難を促すというような段階的なもので進めてまいるというような状況で、昨年度から国の方から示された中での避難の情報となっておりますので、今後でもですね、広報活動、いわゆる訓練等消防と連携しながら、おっしゃるそういうものを含めながら、住民とともに進めていきたいというふう考えてございます。</p> |
| <p>質問3</p> | <p>観光を兼ねた新しい整備センターの必要性について</p> <p>現在、整備センターとして使用している旧上ノ国中学校は、築70年と老朽化が激しく、倒壊しかねない危険な状態であります。しかも整備センターに保管している遺物や文化財は、北海道の中世の歴史的に見ても大変貴重なものが多く、また上ノ国にとっては観光資源の面でも最大限に生かせるものだと思っています。新しい展示を兼ねた施設が必要と思うのですが、町ではどのように考えているのか、教育長の所見を伺います。</p> |
| | <p>答弁▼教育長</p> <p>現在、上之国館調査整備センターとして使用しております、旧上ノ国中学校につきましては老朽化が著しく、教育委員会といたしましても新たな整備センターの設置については、文化財行政の最重要課題であると考えております。</p> <p>また、町内の貴重な文化財の保存と活用につきましては、平成29年度に策定した「上ノ国町歴史文化基本構想」において、教育・産業・観光分野との連携を図り、未来へ継承していくことを目指しております。「上ノ国町歴史文化基本構想」に基づき、史跡上之国館跡の整備方針や旧上ノ国中学校のあり方をはじめ、本町の貴重な遺物などの保存・公開・活用方法などについては、「史跡上之国館跡整備基本計画」として策定作業を進めているところでありますので、ご理解願います。</p> |
| | <p>再質問</p> <p>上ノ国から出てる室町時代のもものでは、他の町ではほとんど見られず上ノ国だけのものです。中世の北海道歴史は大変貴重であり、また出土品は約40万点ほどあがっています。中には掛け軸や古文書など100点の民俗資料。重要文化財は921点あります。この重要文化財は役場で保管していますが、そもそも展示はしていません。これまで数多くの労力と汗で発掘してきた上ノ国の宝を、きちんとした施設で管理又展示して人の目に触れさせることが重要だと考えます。また、教育委員会では最重要課題だということ。そうすると、史跡上之国館整備基本計画で策定したら建ててもらえることになるのでしょうか。お伺いします。</p> |

答弁▼教育委員会事務局長

議員ご指摘のとおり、今現在の町内の各文化財につきましては、役場庁舎内でも保存しているようなものもございまして、整備センターでも保存しているものもあるということで、少し分散されて保存しているという状況にあります。以前より、教育委員会としましても整備、保存、公開、活用というようなことで、ある程度1箇所に固めて環境の整備をしたいということで、計画等つくってきております。

先程、教育長からのお話もありましたけども、平成29年度の基本構想、そして今現在、史跡整備基本計画ということで、今年度いっぱいをかけまして基本計画の方が完成する予定となっております。完成にあたりましては、来年度以降の具体的な事業計画、今ご指摘の整備センター自体の在り方の部分ですとか、あと勝山館とその史跡自体の今後の見せ方や保存方法なども含めた全体の計画をつくっていくということになります。ただ、そうなった場合どうしても今後、財政的なもの特に国の補助金なども有効に活用して、計画を実施していかなければいけないというふうに思っておりますので、今現在まだ計画策定中で、今年度中完成、来年度からできる限り関係機関と協力して実施していきたいというふうには思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

再々質問

これは、第5次総合計画、第6次総合計画でも重要視されていたことで、歴史がわかる展示施設は近隣町でも乙部、厚沢部、熊石、せたなにもあります。これも提案ですが、仮に新築するとしたら一番いい場所としたら花沢公園が考えられると思います。温泉施設や花沢公園、花沢館、川の近く、自然に恵まれ、またバスも通ることからこの場所が一番観光名所になり得ると思います。また、防災の面でも考えると少し上の方が適地かと思いますが、大きな予算なので、これについては町長に伺います。いかがでしょうか。

答弁▼町長

今、場所についてとか提案ありました。それについてはこれから教育委員会がですね、いろんな構想の中で進めていると思います。ただ、町としては、私はもともと観光18年やってきました。ご存じのとおり様々な郷土資料館があります。それを見ると、はっきりいいまして閑古鳥が鳴いてですね、それが経営として、まあ経営でないんですけど町のお荷物になってる部分が相当あります。ですからつくことは簡単なんです。つくことはお金を出せば簡単なんですけど、いかにそれをお客さんにきてもらって、町をアピールするかってなると、普通の単なるそこら辺の博物館では無理なんです。相当熟慮して熟慮して、プロの力も入れた中でやらないと、私はまた無用の長物のコンクリートか木の建物建って終わりだと思っております。ですから、そこら辺も踏まえてやるもんですから、これについては額が相当大きい額となると思いますので、相当熟慮した中で判断にしたいと思っておりますので、ご理解願います。

質問4 上ノ国の移住と地域おこし協力隊の事業について

上ノ国の人口はいまだに減り続けています。今いる地域おこし協力隊の人たちは、この移住についても取り組んでいると聞きました。その取り組みの状況はどのようになっているのか。またどう進めているのか伺います。

また、他の自治体では隊員が任期後も引き続き定住し、起業したり、あるいは一次産業の担い手となる事例もあります。我が町でもこういった事例が増えれば地域活性化にもつながると思います。町長の所見を伺います。

答弁▼町長

上ノ国町における移住・定住に関する取り組みについては、移住を検討している方を対象に町内で生活体験するための「ちょっと暮らし住宅」を開設したほか、体育活動等のため町内を訪れる学生や指導者を対象に簡易宿泊所を提供し、地域社会の活性化や交流人口の拡大を図っております。なお、効率的な管理運営を行うため、平成31年度から指定管理者制度を活用し、第3セクターの株式会社上ノ国町観光振興公社に管理業務を委託しております。本年度の活動状況につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により、各施設を休止していることや移住相談などを行う都市圏での誘致活動も自粛していることから、ほぼ取り組んでいない状況にあります。

また、地域おこし協力隊の任期終了後の定住についてですが、地域おこし協力隊制度は、1年以上3年以下の期間で任用し、地域おこし支援業務や住民の生活支援など地力活動に意欲的・積極的に従事することとなっており、人件費も含めた経費については特別交付税で措置されております。なお、この活動を通じて協力隊は自ら定住の道を探りながら業務についていることと思われそうですが、今のところ定住に向けた具体的な相談等はないと聞いております。何れにしても、地域おこし協力隊が起業などして、定住に繋がれば地域活性化の一つになり得るものと考えております。

再質問

地域おこし協力隊は、移住を目的にしてる人もいます。はたして彼らに移住してもいいと思えるような受入態勢、取組やサービスができていますでしょうか。私は、地域おこし協力隊がこの町にやってきて、誰もが考えつかないようなすごい提案をしたり、劇的に町が変わるような行動を起こす、そんな人はほとんどいないと思います。少し新しい風を起こすことの提案に協力したり、また、こういう世の中だからこそ、人の温かみや関わり合いを武器に、彼らに移住の意欲を起こさせるべきだと思います。

また、任期満了後の仕事や住居も、やはりこちらから提案するくらいでなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

| | |
|-------------------|--|
| | <p>答弁▼総務課長</p> |
| | <p>今あの地域おこし協力隊につきましては、水産商工課に所属してございます。そういった中で、今現在派遣ということで観光協会含めた中で、1回目答弁したような状況の中で勤務してございます。</p> <p>ただ、なかなか町から定住移住を促すというの、本人方のいろんな考え方もございますので、その辺はお互いに気分というか話を聞きながら進めざるを得ないのかなと。おそらく議員おっしゃってるのは、手厚い支援を差し伸べれという意味なのかなと思いますけども、その辺は本人の希望、当然、能力等々ございますので、我々もなんともかんとその辺はいい難い部分があるものと思います。当然、1回目でも答弁したように、そういう意思等々がございましたら、所属課通じてその辺の相談体制はあるものというふうに今考えてございますので、ただただ協力隊がやりたいというのみで起業等々ができる程、今の現状でいくとなかなか厳しい雇用情勢、経済情勢が町にもあるのかなというふうなこともございますので、その辺踏まえながら、本人方の希望を聞きながら、それをケースバイケースで対応していきたいというふうに考えてございます。</p> |
| | <p>再々質問</p> |
| | <p>今言ったような手厚いそのなんていうんですか、手当とかではなく、移住してもらえるような上ノ国の魅力づくり。気持ちの問題だと思います。当然そのサービスの提供も必要だと思いますが、先程答弁にあったような、ちょっと暮らしの希望者にもそういう態勢づくりすると響くと思います。また、Uターンで帰ってきたいと思っている若者にも響くと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| | <p>答弁▼総務課長</p> |
| | <p>まさしくそういった事業につきまして今現在、先程言ったように観光公社の方に指定管理業務を委託してございます。また、その本人方がその業務を担ってございます。ということは、一番実務でやっておりますので、その協力隊の2人が一番よく我々よりも具体的なものを感じているところであるというふうな認識してございますので、その辺踏まえながら、お話を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。</p> |
| <p>質問5</p> | <p>寿都町の核ゴミ問題について</p> |
| | <p>寿都町が原発から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のゴミ問題で近隣の地域や道南の北部4町、また鈴木北海道知事までも難色を示しています。上ノ国町にとっては100キロ圏からは若干外れるものの、このことについては、道南若しくは北海道の問題として考えられるべきと思いますが、町としてはどのような考えがあるかお聞きしたいです。</p> |
| | <p>答弁▼町長</p> |
| | <p>日本には、現在33基の原子力発電所が存在し、このうち9基が稼働しております。北海道においても3基の原子力発電所が再稼働に向けて新規基準の審査を受けているところでございます。この原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料を再処理する際に生ずる廃液を高温のガラスと溶かし合わせて固定化したものが、高レベル放射性廃棄物いわゆる「核のゴミ」であります。国は、核のゴミの最終処分として地下300メートル以深の安定した岩盤に埋設する地層処分することを平成12年に法律で定め、その候補地を全国自治体に募集しました。また、平成29年には最終処分場として、火山や活断層がないなど科学的な基準により地域ごとの適性を示した「科学的特性マップ」を公表し、最終処分場として好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高く、かつ、海岸から20キロメートル以内の輸送面でも好ましいとした地域を示しました。この地域には、全国で900余りの市町村が上げられ、この中には本町も含まれております。市町村が調査を受け入れた場合には、最初の文献調査で20億円、次のボーリング調査などで70億円が国から交付されます。なお、国ではいずれの段階においても自治体の意見を尊重し、自治体が反対する場合には次の段階に進まないとしております。今回文献調査の応募を検討している寿都町に対する私の考えであります。町の20年後、30年後を見据えて将来の財政や経済などを考えた上で、一つの可能性として寿都町長が検討されたものと思われること、また、国が全国自治体に対して法律に基づき募集したものであることから、これに対する応募の是非については寿都町が判断するものであり、他自治体が口をはさむものではないと考えております。</p> |
| | <p>再質問</p> |
| | <p>寿都町の町長が一石を投じたことにより波紋が広がっています。寿都町は最初から文献調査の後の概要調査まで求めています。また、最近では神恵内村まで調査要望の動きがでてきました。全国で同じような規模の町村はたくさん存在します。</p> <p>しかしそのために、文献調査の交付金を考えていたら大変なことになると思います。経済省が公表した科学的特性マップでは、道内だけでも最適地が86市町村あります。檜山でも江差、上ノ国、厚沢部、乙部、せたな、今金が最適地になってます。いつ、どこで、手を上げてしまうのか正直こわいです。まるで寿都だけの問題とは思っていません。町長の意見を聞かせてください。</p> |

答弁▼町長

今私は寿都の問題ということで答えました。基本的に実はこのまえ私は寿都の町長と会いました。神恵内の村長とも電話で話もしたりしました。そういう中で、ちょっと皆さんに情報的なものをお知らせしたいと思えます。まず基本的に一つ言えるのは、原発は国が推進しております。それを我々は享受しております。全国どこでもです。今、泊原発が偶然に止まっていますけど、もしできたら我々は安い金額で享受しています。そういう中で、今、日本に必要なのは、我々が享受しているその原子力のゴミを北海道でなければいいのか。沖縄だったらいいのかっていうそういう問題があります。ですから私たち基本的にそこの考え我々考えないと、うちの町は近いからだめだとか、東北ならいいとかそういう議論にならないと思えます。根源的にはこの原子力の現在もあるゴミをどうするかというそこに行き着くわけでありまして。一つ例を出しますけど、同じような例が今、新幹線で札幌まで掘削しているその中で、ヒ素の出た土が出た。どこでそれを埋設する。全部ノーて言ってるんです。しかし私たちは、新幹線が欲しいと言ってるんですよ。ものが出ると、いやですと言って、じゃあどこが引き受けるんですかっていう、その議論に行き着くんですから、私はもともと、町としては全く誘致する考えは100パーセントないわけでありまして、そこの根源的なものからいかないと、この議論は最後まで成立しません。皆さんも含めて私も、このゴミをどうするかということ、やっぱり国単位で考えていかないと、我々無責任なんですよ。自分たちずっとその恩恵を享受しておきながら、いやなものが出たからこれが寿都だったらだめだ。今の沖縄ならいいのかと、そういう議論になりますから、私はそこの部分はお互いに、1人の国民としてその責任を持つという、その発想から考えて欲しいと思っております。いずれにしても私は上ノ国町としては、そういう誘致する考えは全くありません。

再々質問

町長の考えはよくわかりました。ただ、私も最近この核のゴミ問題について、いろいろやっぱり考えるところがあります。確かに我々はその電気の供給を受けてるわけですから、これは全国民の問題だと思っております。ただこれは、将来的には核のゴミがなんとかなるだろうという見切り発進をした傾向があります。それが今、あふれそうになって問題化されてるわけです。例えば、ガラス固化体の核のゴミ。ガラスで固めたものといいましたが、これ一本の表面放射線量は1,500シーベルトです。人が近づくと20秒で死に至るそうです。人は4,000ミリシーベルトを浴びると、被爆した半数は骨髄障害で死亡します。その一本が375倍です。これまでに発生した使用済み燃料は、このガラス固化体で、今の時点では2万6千本あります。放射能は無害化するまでに10万年かかります。国は複数の自治体で調査を行い、さらに絞り込み、例え反対を受けてその先に進めなくても、決して断念はしないと思えます。つまり1箇所埋める核のゴミは1、2本ではなく、数千本、もしくは全てかもしれません。一時の交付金で未来の子どもたちに負の遺産を残すことはあってはならないことだと思えます。近隣町と連携をとって断固として反対するべきではないかと思えますけども、いかがですか。

答弁▼町長

今再質問にもお答えいたしました。寿都町がなぜ誘致に手を上げたかと。神恵内は町長でなく商工会長です。寿都町は今2,800人です。神恵内は1,000人切ってます。一つ言えるのは、どちらも漁業を主体にした町なんです。先程私は行政報告で今年の漁業の漁獲高を言いました。去年より2割下がってます。私の記憶では、私町長になってから1番多いとこで上ノ国町で10億ありました。このままいくと今年は2億4千万くらいです。民間だったら倒産してるんです。その人たちからくる税金で町をまかなってるというのが神恵内も寿都もなんです。彼らはどうやったらその外貨を稼ぐのかっていうことでやっています。今言いましたように、あぶないのは皆知ってるんです。ですけど先程冒頭で言いました。それは我々が考えるのではなく、国が考える問題なんです。ですから、今言ったようにそういう中で苦肉の策でやっていますけど、今の皆さん見たとおり寿都の町長自体も、私は一石を投じたいんだと、最後までやるつもりはないですという話はしました。実は前にもうちの町にもきました。やったらどうですかと。それやったら間違いなく町の中ぐちゃぐちゃなるよねって言って、私は100パーセント断ったわけでありまして、ただですね、先程言いましたように、それだけ苦しい状態で、今、何回も言います。これは法律に基づいているんですよ。法律に基づかないで違反だったら別ですよ。法律に基づいて外貨を稼ぐっていうそういう意識かもしれません。やってるものに対して、我々が今の理論でいくと、九州でやっても我々の町は反対するということなんです。自分の町ファーストに考えないで、日本全体でどう考えるかというそういう理論ではじまらないと、絶対この問題は解決しません。ですから私は、そういう中で神恵内だろうが寿都だろうがやむにやまれなくて、神恵内だっただけ騒いでますから、相当勇気があったと思えますよ。相当な。そういう中で、本人たち意思でやったもんですから、私はそれに対して、上ノ国町としてはそれに対するうんぬんするという意思は全くないということをご報告申し上げたいと思えます。

川島忠治 議員

質問1 季節性インフルエンザワクチン接種を無料で対応して下さい

厚労省は8月24日に、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備と称し、季節性インフルエンザの流行期に多数の発熱外来が予想され、インフルエンザ「COVID-19=新型コロナウイルス」を臨床的に鑑別することは困難としています。よって、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があり、優先的な接種対象者への呼びかけすると共に、各自治体の外来、検査体制を整備することを呼びかけています。次のことについて町長に質問します。

1点目。昨年、季節性インフルエンザワクチン接種は、江差保健所で482名が受けています。上ノ国町では、何名の方がワクチン接種をされましたか。

また、今年、厚労省は昨年より7パーセント増、6,300万人分のワクチンを用意したと聞いています。上ノ国町で医療機関で数をいくら準備されていますか。

2点目。インフルエンザワクチン接種に65才以上の方は、上ノ国診療所で接種すると費用3,300円のうち2,500円が町から補助され、自己負担は800円です。今年は、新型コロナウイルスの関係で、需要が伸びると新聞等で報道されています。道南では、北斗市、森町、七飯町は、自己負担なしに実施します。高齢者・町民に接種を促すためにも、自己負担なしで受けれるようにして下さい。その費用は、第2次臨時交付金で対応して頂きたい。町長にお伺います。

答弁▼町長

インフルエンザワクチンの接種は、町内診療所のほか、他町のかかりつけ医などで受ける方もいることから、町民すべての接種者数を把握することは困難であります。このため、令和元年度に接種費用を助成した接種者数で申し上げますと913名でございます。本年度に準備しているワクチンの数量は、上ノ国診療所が1,500人分、石崎診療所が240人分と伺っております。

また、接種料金の無償化につきましては、議会全員協議会でご説明申し上げたとおり、全町民に対するワクチン確保が困難と思われることから、65歳以上の定期接種者及び中学校第3学年以下の町民を対象に実施いたします。

再質問

昨年インフルエンザワクチンが先程913名の方が利用された。そういった部分で年齢別に具体的などのくらの、例えば13歳未満、13歳以上から中学3年生まで何名とか、あるいは65歳以上の定期接種対象も含めて、どのくらいの人数かわかったら教えてください。

2点目、準備してるワクチン数は1,740人という回答がありました。人口にすると35パーセントであります。またあわせてですね、ワクチン接種は子どもたちや65歳以上、実質無料で対応していただける。これもありがたいことであります。感染症の蔓延を防ぐために無料にして対応することも、私は重要じゃないかなと。一方昨年、他町でのワクチン接種者除いて913名が受けている。新型コロナウイルスとインフルエンザとの、新型インフルエンザの症状が類似している選別を容易にするためにも、昨年より2倍多く接種をしていただくために、一番感染しやすい医療従事者、介護施設、保育士、学童保育、教師など含めて積極的に働きかけ対応していくべきだと思います。

さらに一般町民の方も、インフルエンザワクチンを受けたいという声も寄せています。町民の命と健康を守るためにも、無料もしくは補助をつけるなどして、ワクチン接種者を増やすことに繋がるのではないかなと思いますけど、ご意見を伺いたいと思います。

答弁▼保健福祉課長

当町では、定齢の65歳以上接種者の人数は把握しておりますが、任意の65歳以下のものに対しましては、実態としては把握はしておりません。

2点目なんですけども、それぞれ医療従事者や施設の部分では、それぞれの施設の方や医療従事者を感染防ぐというために、接種はしているとは伺ってはいます。

多くの方が接種できるように、今お答えしましたように0歳から中学3年生以下のものと65歳以上の方に對しましては、無料で接種をするように計画をしております。

再々質問

先程の人数何名何名という部分について、わかるところで結構ですから、後日私の方に数字のことはきちんと報告していただきたい。さらに、今年はインフルエンザワクチンというのは、各診療所、国は数は増やしたけど、各診療所でもね基本的には買い取りなんですよね。そういった部分で、昨年は913名の方が受けた。でもまあ、それでもまだ不透明な部分ありますけど、今回、倍以上近くをやるとなると、それなりに人数、対策あるいは仕方も考えているだろうと思うんですが、その辺のそこはどのようなふうにお考えですか。

答弁▼保健福祉課長

周知につきましては、各広報や診療所でPRなどしておりますので、各自かかりつけの病院などでも受けられるような状況になっております。また、ワクチンの数につきましては、ワクチン業者と各診療所の関係で調整しておりますので、時期になりましたらそれぞれ受けていただきたいと思いますと思っております。

質問2 新型コロナウイルスPCR検査を町内で実施できるように

道内で第3波に備えるために、8月に私たち4町の共産党議員が江差保健所で要請と懇談をしてきました。保健所はPCR検査、6月1日で110件から8月17日で158件が検査されています。こうした中で、乙部町国保病院では10月からPCR検査、発熱外来を設置し、唾液採取による抗原検査。八雲町国保病院では、PCR検査（ランプ法、機械3台）を購入し、2町も感染者病床を確保し、さらに木古内町国保病院・森町国保病院・奥尻町国保病院は、抗原検査で対応します。陽性が出れば保険適用でPCR検査ができます。リスクが高い医療機関、介護、保育園、学校など職員、高齢者の検査は急務となっています。江差町でも、PCR検査（抗原検査）の可能性について動きもあります。

このように第3波に備え、道南地方、近隣町でも大きな変化が起きております。上ノ国町として、厚労省からの体制整備をどのように受けとめていますか。また、町内で発熱外来の窓口設置でPCR検査もしくは抗体検査、抗体検査は唾液による簡易キットは可能かどうか、町長にお伺いいたします。

答弁▼町長

PCR検査の実施体制としましては、8月20日現在、道南圏域では1日あたり70件の検査ができる体制にあります。先の6月定例会でもお答えしましたようにPCR検査を実施するためには、熟練した技術と感染の拡大を防ぐために一般の患者と検査対象者が交わらないような区域わけや陰圧を行う設備など感染予防対策の整った環境下での対応が必須とされております。PCR検査の結果、陽性と判断された場合には、入院による健康調査を行う必要があるため、檜山管内では感染症病床を設置している北海道立江差病院や八雲総合病院での対応やかかりつけ医との連携が望ましいものと考えております。また、陽性者の療養施設等につきましては、南檜山圏域だけではなく道南圏域で検討しなければならない課題がありますことから、南檜山圏域新型コロナウイルス感染症医療対策会議により各医療機関の役割分担等について検討する予定となっております。

このようなことから、町内診療所においてPCR検査を実施した場合には、通常の外来診療に支障を来す恐れがあると思われるため、難しいものと考えております。

再質問

PCR問題、そしてまたこの地域、残念ながらPCRの検査もできない、あるいは発熱外来もできないという回答もありましたけど、そういった中で非常にこれから道の方も各町も市も含めて、第3波に備えた対策を取ってる中で、再質問で1点目の中でまず一つの私の発言を聞いてください。沖縄県西表島、人口2,400人。8月上旬、旅行者による新型コロナウイルス感染症が集団発生し、17人が抗原検査やPCR検査で陽性が判明し、濃厚接触者の洗い出し、役場、保健所、消防職員、消防団などと連携して取り組んだわけです。3週間後に、蔓延を防ぐことができたわけなんですけど、担当した医師は、関係機関と連携、対応を密にした情報共有を強い連携であったと。早期に検査を行い、陽性者を見つけ出せたと言っています。

今、上ノ国町内の診療所では、残念ながら発熱外来などはできないという中で、新型コロナウイルスの感染で町民の不安を払拭するためにも、発熱外来なくても、例えば唾液による抗原検査を受けることなどは可能かどうか、お伺いしたいと思います。

答弁▼保健福祉課長

先にも答弁しましたように、町内の医療機関におきましては、医師や看護師又検査技師などが現在いないような現状にあります。また、検査するには熟練した技術や、また感染症対策を行った環境が必要とされておりますので、現在の町立診療所におきましては、困難な状況と思っております。

再々質問

上ノ国町であってはいけない、あってほしくないという思いで発言します。

上ノ国町として万が一に備え、集団感染、クラスターが発生した場合、町として、どのようなシミュレーションを想定し、対応する計画でしょうか。

答弁▼保健福祉課長

そちらにつきましては、随時江差保健所関係機関と相談しておりますので、対応が、万が一、万が一あった場合には道なりの指導を受けまして、協力態勢のもと取り組む予定になっております。

| | |
|---------------------|---|
| 質問3 | 小・中学校教育の教育環境の整備を |
| | <p>新型コロナウイルス感染症対策で、臨時休校が余儀なくされ、子どもたちも教師も経験をしたことがない対応をしてきました。地球の温暖化により北海道も以前のような気候でなくなり、教育現場は、網戸なし、扇風機なし、エアコンなし、さらに新型コロナウイルス感染症対策として、3つの密を避けるためにマスクの着用やクラスの机と机の距離をおく、教師は、後ろ席に声が届くように普段より大きな声を出しているが後半は疲れ果てています。これが教育現場の実態であります。ゆきとどいた教育・環境とはいえません。道内小、中学校数は全体で1,558校でエアコンがついている割合0.8パーセント、124校です。第2次地方創生臨時交付金で、エアコン設置に向けて、大きく環境整備が進んでいることを歓迎します。学校の教室、職員室、校長室に冷房設備を一刻も早く設置を望みます。また、併せて教室に網戸の設置もするなど検討をお願いします。</p> |
| | 答弁▼教育長 |
| | <p>本町における新型コロナウイルス感染症への予防対策として、全ての小中学校で臨時休業や分散登校を実施し、学校再開にあたりましては、児童生徒へのマスクの着用やソーシャルディスタンスの確保、更には夏の暑さ対策など様々な対応について、各小中学校において教職員が一丸となって取り組んでいるところがあります。長期化する感染症への予防対策としまして、国や北海道において新しい生活様式の提言がなされ、教育委員会と致しましても学校教育に必要な学習環境の改善を図るため、夏の暑さ対策も考慮した冷房設備の設置に向け、設計に係る費用を本定例会において補正予算として提出しております。議員ご提案の教室への網戸の設置につきましては、現在、河北小学校、滝沢小学校では各教室に網戸が設置され、上ノ国小学校、上ノ国中学校においては網戸が設置されていない状況にあります。現在、設置を計画している冷房設備との兼ね合いも含め、今後、各学校と検討を進めて参りますので、ご理解願います。</p> |
| 再質問 | |
| | <p>コロナ感染問題含めて環境が大きく変化したこと、それによって教育委員会もそれなりには対応も、非常に前進している部分も対策とってるなど感じました。そこで実は、再質問の中で網戸の件について、私も神奈川に44年間勤めた関係もあるんですけど、東京、神奈川では公共施設、学校も含めてエアコンの起動する日は外気温度ではなく、何月の何日から何月までっていうふうに規定しているのが一般的なんです。外気の温度が上がっても教室に網戸を設置しておく、扇風機と窓の開放により風通しもよくなります。上ノ国小学校、中学校は網戸もなく、設置すべきだと思うんですが、再度教育長の考えをお聞きしたいと思います。</p> |
| 答弁▼教育委員会事務局長 | |
| | <p>先程、教育長からの答弁にもあったように、今現在、町内の学校におきましては、上ノ国小学校と上ノ国中学校が網戸が設置されていなくて、河北小学校と滝沢小学校につきましては、各教室において網戸が設置されている状況となっております。先程の答弁ともちょっと重なる部分にはなるんですけども、今現在、上ノ国小学校、中学校につきましては設置をされていないということで、今、来年度に向けて冷房設備の方を完備したいということで、エアコンの導入を今検討しているところであります。</p> <p>ただ今回、新型コロナの関係もございまして、もともと網戸はどちらかというと虫除けの方の意味合いで設置、山に近い学校に設置している状況にありますので、ただ今後は、新型コロナで教室内の換気ですとか、いろんな部分でも網戸の必要性というのは出てくるかと思っておりますので、答弁と一緒にありますけども、網戸の設置については各学校と協議し、前向きに検討したいというふうに思っております。</p> |
| 質問4 | 一刻も早く少人数学級の実現を |
| | <p>新型コロナウイルスが、いつになったら収束するか分からない状況で、分散登校で20人程度の少人数教育を体験した教師から、児童生徒の間が確保され、一人ひとりの児童生徒に目がゆき届くと歓迎の声が聞かれます。こうした中で、全国知事会・全国市長会・町村会が少人数学級を求める緊急提言を文部科学大臣に要請し、さらに、教育研究者有志が、今、全国で一斉に子ども一人一人を大切にす少人数学級を求める署名を取り組まれています。上ノ国町で緊急でしたが300筆を集め、文科省に送付しています。文科省大臣も7月23日、現在のクラスの64平方メートルには、40人が入る環境が本当に感染症対策になるのか、しっかりと考えると回答してます。さらに、文科省の諮問機関である中央教育審議会でも、感染拡大を踏まえ、少人数学級を可能とするための指導体制、施設整備を図ることが盛り込まれました。</p> <p>少人数学級を実現するには、教師の人数を増加させることも決定的に重要であります。道議会で道教育長も、深い学びのために少人数学級を進めることが重要である。今後も国に対して教員の定数増を要望していくと述べています。</p> <p>上ノ国町として、道教育委員会に要望すべきと考えますが、教育長の所見をお伺います。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>答弁▼教育長</p> <p>市町村が設置する小、中学校の学級編成につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により、1学級の児童生徒数が定められ、小学校1年生については35名、その他の学年については40名と基準が定められております。</p> <p>しかし、現在の児童・生徒を取り巻く教育環境は大きく変化し、学習指導要領の改正の度に伴う授業時数の増加や、今日の社会に様々な課題を抱えている児童生徒への対応など、教員への負担は益々大きくなってきております。また最近、社会的問題となっている教員の時間外勤務の解消も、早急な改善が求められていることなど、職員定数の見直しを始め、少人数学級の基準の弾力化など、学校教育の環境改善も待たなしの状況であります。そのため、道教委に対しては、学校における働き方改革の実態調査や様々な会議の場において教員の実情を訴え、改善を求めているところでありますが、特に、この度の新型コロナウイルス感染防止に関し、学校再開後の感染予防対策への支援やICTを活用した教育の推進とともに、少人数学級の早期実現について、関係機関などを通じて要望をしてきておりますので、ご理解願います。</p> |
| | <p>再質問</p> <p>今回の新型コロナウイルス感染症問題で、学校、教育関係は大きく変化したところです。世界の中でOECD経済協力開発機構の調査では、日本の中学校学級の生徒数は、平均はOECDでは23人に対して日本は32人です。加盟国中、35の加盟国中最下位なんですね。実際にはクラスの人数問題含めれば、40年間も見直しも行われず今日にいたってらるって問題であります。</p> <p>どうか、一刻も早く少人数学級を目指すとともに、教師の人員を増やすために、教育委員会としてご尽力をしていただきたいと思いますが、所見をお伺いします。</p> |
| | <p>答弁▼教育長</p> <p>ただ今の川島議員おっしゃられたとおりに法律自体については、今、小学校1年生についてのみ35名となっております。そして、小学校2年と中学校1年生については2学級以上ということで、限定付で35名教室が認められておりますが、上ノ国には残念ながらそういう学級はありません。そして今、少人数学級を実現ということでございますけども、今のコロナウイルス関連の前にも実は、いろいろ教職員の働き改革と、かなり問題になっております。その解消のためにはやっぱり少人数学級というのはどうしても必要になってきますし、そして多分、議員もご承知のこととは思いますが、小学校も中学校も勉強の時数というのはかなり多くなってきています。これの解消についてもやはり少人数学級っていいですか、教員の定数も変えてもらうこと、これはもうコロナが発生する前、前々からかなり要請してきておりますので、今回は国の方でもようやくといったらいいでしょうか、このコロナに関連して30人学級がいいのか、20人学級がいいのかということで、今、国の方でも話を進めているところでございますので、これについてもまず、注視していきたいなということで考えております。</p> |
| | <p>質問5 新生児にも定額給付金を支給して下さい</p> <p>新型コロナウイルスの感染対策の一環として、国の特別定額給付金は、町内で全員に給付できたと報告されています。しかし、保護者から、特別定額給付金の基準日4月27日以降、生まれた子どもに、来年の3月末まで出生した子どもにも、町独自の特別定額給付金を支給して下さいという声が寄せられています。町長にお伺いします。</p> |
| | <p>答弁▼町長</p> <p>国の特別定額給付金につきましては、5月15日の受付開始から8月14日の申請期限までにおいて、長期にわたり海外で居住している一世帯一名を除き給付が完了いたしました。</p> <p>また、新生児の取扱いにつきましては、基準日の4月27日までに生まれた子は給付対象となりますが、翌日の4月28日以降に生まれた子は制度上給付対象とはなりません。このため、全員協議会でご説明申し上げたとおり、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、出生後に本町へ住民登録した子の保護者を対象に、1人につき10万円の給付金を支給することで準備を進めております。</p> |
| | <p>質問6 保育所、放課後児童クラブに働く方に慰労金を支給して下さい</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に、保育所や放課後児童クラブに働く方々は、町の要請に応え3密に気を使いながら、最善の注意を払って対応してきました。保育所、放課後児童クラブの保育士、指導員に、引き続き感染症対策に力を注いでいただくために慰労金を支給して下さい。</p> |
| | <p>答弁▼町長</p> <p>町民皆様が新型コロナウイルス感染症対策に取組み、自粛要請などへのご協力により、本町においては幸いにも感染者は発生していませんが、全国的にはまだ予断を許さない状況が続いております。ご存じのとおり国では、医療分野及び介護分野に従事する職員に対して慰労金を給付しておますが、本町においては給付範囲を拡大して独自に慰労金を給付する考えはございません。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>再質問</p> <p>国は医療従事者、介護施設で働く方にですね20万円から50万円のランク付けて慰労金を支給しています。さらに町としても、第2次臨時交付金で介護サービス事業所、施設など支援金を20万円から50万円を支援する補正予算額取り組まれています。道内でも札幌市、函館市含めて11市町村で保育士への慰労金を支給することも決定しています。なぜ保育所や放課後学童保育所に働く方に該当にならないのか。現場の声は朝から、幼児を預かったときから保育者が迎えにくるまで3密を控えながら、真剣になって気をつかいながら対応している。学童指導員も狭い部屋の中で気をつかって対応してきました。給付範囲を広げない。給付しないと回答されましたが、給付範囲を広げない、しない理由は为什么呢。所見をお伺いします。</p> |
| | <p>答弁▼住民課長</p> <p>感染者がない状況の中で、うちの保育所の方は民間の保育所も学童保育所もないんですけども、そうすると実際支給されるのは臨時職員を含めて役場職員だけに慰労金を給付するような形になってしまいますので、そうすると感染者がない状況の中では、住民の理解が得られないのではないかと思いますので、支給は考えてございません。</p> |
| | <p>再々質問</p> <p>住民の理解が得られない。それは私は逆だと思います。つまり、朝から私もね、いろんな保育所なりスポーツセンターでやってたときも見学に行ったけど、やっぱり初めての体験でもあるし、保育園の指導員、保育所の方々もね、すごいいね気つかってんの。でもそれは、給付してまたがんばってくれよってという励みとなるわけですから、なにも住民の理解得られない、住民だって実際にこれから1万8千円の商品券もいただくわけだから、そんなにとがめないです。どうですか、もう一度検討してくださいよ。</p> |
| | <p>答弁▼副町長</p> <p>今、保育所とかそういう児童生徒を対応している職員に対しての慰労金ということなんですけれど、それをいうと学校教員とかそういう方も対象にはなると思うんですよね。今、議員のお話であれば。今回、国の方では、あくまでも感染のリスクの高い患者とか、それから高齢者で感染の重症リスクがある方を対応する職員に対して、そういう慰労金を出すという国の考え方です。それに対して、町独自にそうしたら慰労金をどう考えるのかといったとき、全てそういう集まりの中で対応する職員について、従業員に対して全て出すとなると、限りなくなると思うんですよ。ただ保育所、学童保育の従業員だけ出すというのであれば、他のそういう様々の業種の方々との整合性がとれないというふうに判断しますので、町独自での支給は考えておりません。</p> |
| | <p>質問7 町独自の宿泊、飲食店に支援金が該当しなかったお店に、支援して下さい</p> <p>町独自の経営持続化支援金の算出については、2月から12月までとなっていますが、書類提出が7月となり、さらに複雑な計算方法で国から支援金を給付されたが、商店街は宿泊・飲食店で町独自の支援が該当しなかったお店もあります。現在も飲食店・宿泊業は、以前のような活気がありません。算出期間を年末となっているので、さらにもう一度、書類の提出を受理していただきたい。それでも該当しない場合は、飲食店・宿泊業に他業種のように一律に支援金を給付して下さい。</p> |
| | <p>答弁▼町長</p> <p>飲食・宿泊事業者を対象とした上ノ国町経営持続化支援金給付事業は、2月から7月までの期間において前年同月期と比較し算出した売上減少金額の7割から国の支援金を除いた金額を、100万円を上限に給付するものであります。この対象期間においては、19事業者のうち国の支援金のみ受けた事業者が7件、町の支援金のみを受けた事業者が2件、国と町の支援金を受けた事業者が6件となっておりますが、依然として新型コロナウイルスが終息していないことから対象期間を12月まで延長したところであります。支援金の申請は売上減少となった月の翌月から行え、上限額に達するまで期限月の翌月まで、何回でも申請できることとなっております。また、支援金の給付は申請書類の確認が得られ次第、一週間以内に給付することとしております。支援対象とならなかった事業者に他業種事業者と同様な一律の支援金給付とのご提案ですが、支援金の給付対象に該当しない事業者は、前年と比較して売上が減少していない、又は国からの給付金で減少額をまかなわれたものと思われることから、私は町独自の支援金を給付する考えはございません。</p> |
| | <p>再質問</p> <p>先程も飲食店、宿泊業に伴う方も、12月まで期限あるからあわてずについていうことだったんですけど、そういう部分で私は、今回上ノ国町もそうなんですけど、商店街の活性化を目指し、飲食店なども支援するために、思い切った1万8千円の商品券を配布する。やっぱり大歓迎します。</p> <p>しかし、現状で飲食店などは、以前のような活気が出る状況じゃありません。道も飲食店などの自粛解除し、お店も感染対策してます。しかし、上ノ国町は敬老会、産業祭りも自粛により開催を中止にしているわけです。私も悩んでいるのは、町民の方が飲食店に行きやすい、行こうか、そういう環境づくりを役場として支援することが、必要ではないでしょうか。</p> |

答弁▼水産商工課長

飲食店、宿泊業につきましては、このコロナウイルスの感染の影響を、ほんと大きく受けているものと思います。いまだコロナウイルスが終息していないという現状の中で、今、自粛要請等国や道なりからは、要請はないですけど、やはり住民自身が、まだコロナウイルスのワクチンなり治療法なり、そういうものがまだ確立していない中で、今の現状踏まえると自らが自粛してるっていうのがあるかと思います。そういった中で、一番大きく受けてるっていう状況踏まえて、町として支援金の第1弾として売上の前年比、売上の減少した分に原材料とか仕入れの分引いた中で、さらに国の支援金を引いた中の減少分を支援するという形を踏まえて、他町にもないように上限を100万円まで支援していきます。これは経営を持続的にしていく支援の一つだというような考えで、町としましても100万円と大きな上限額を設定して継続しています。8月までは、まだ利用者8店舗なんですけど、まだまだコロナの方は終息していませんので、今後を踏まえた中で12月まで対象期間を延長したというようなことで、支援して経営の下支えをしていきたいというふうに考えております。

久末成弥 議員**質問1 町民プール営業日数について**

今年の町民プールの営業日は8月29日までと伺っておりますが、今後、今年の様に残暑で暑い日が続く事が増えてくると考えられますので、営業日が過ぎても残暑の想定がされる場合、営業日数を増やすなどの対応をしていただきたいのですが、見解を教えてくださいたいと思います。

答弁▼教育長

本町の町民プールにつきましては、町民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として地域に根付き、親しまれており、学校の授業等に広く利用されているところであります。町民プールの開設期間につきましては、管理規則により6月第4週から9月第1週の間において教育長が定めることとなっております。今年度の営業につきましては、例年同様に学校等からの利用計画のほか、特に今年については新型コロナウイルス感染症予防にも考慮し、7月5日から8月29日までの開設とさせていただきます、延べ利用者数は上ノ国地区町民プールで310人、河北地区町民プールでは162人となっております。議員ご提案の営業日数を増やしての対応につきましては、町民プールの開設に際し安全対策として管理人・監視人を置くことを定めており、管理人・監視人は毎年公募を行い、任期を定めて任用しており、開設期間終了の延長については安全面での対応が難しい状況でありますので、ご理解願います。

再質問

今年の例をあげますと、8月29日にプールが閉館してから約1週間、30度近く気温が上昇し、プールに行きたくても行けない子どもたちがたくさんいました。任期を定めて任用していると答弁がありましたが、来年は今年の事例も含め、1,2週間多く任期を改め、営業日数を増やしていただきたいと思いますが、所見をお伺いいたします。

答弁▼教育委員会事務局長

今年度につきましては、先程教育長より説明があったとおり、新型コロナというようなこともありまして、それで8月の末で開設の方を終えたという状況になっています。昨年度の例からしますと9月の7日までというようなことで、その年によって環境、気温ですとかいろいろなそういうものを踏まえて、ギリギリ規則の範囲内で営業は行っているんですけども、今年につきましてはその残暑の部分が、実際どうなるかっていうのもわからなかった部分ですとか、予測のつかない部分などもありまして、なかなかその今年の9月の残暑には対応ができなかったという実態にあります。来年度につきましても、気象庁の3ヵ月予報ですとか、半年予報なんかも見ながらある程度その期間を決めて、雇用につきましてはフルにその期間内を雇用できるような対応はしてはいるんですけども、なかなかそれを過ぎた後に、またその方にじゃあ日にちを延ばして何日間とかいった場合に、対応できる方と対応できない方がいて、人数が揃わないと安全対策に不備が生じますので、その辺もできる限り対応をして、利用者の期待に応えたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

質問2 町内の保育所、小中学校にエアコンの完備について

年々地球の温暖化で夏の気温が高くなっています。又新型コロナウイルスの感染予防として生徒にはマスクの着用が必要となる中、熱中症のリスクを考えるとエアコン設置が必要だと考えますが、見解を教えてください。

答弁▼町長

地球温暖化の影響で記録的な豪雨や北海道においても本州のような気温も湿度も高い日が増え、冷房設備が必需品となるような暑さが近年続いておりますが、現在各保育所に冷房設備は設置されておられません。今季は冷房設備が必要な暑さは残り僅かなことから、今年度中における保育所への冷房設備を設置する計画はございませんが、現在建設中の子ども支援センターには、冷房設備が完備されております。

| | |
|------------|---|
| | 答弁▼教育長 新型コロナウイルス感染症予防対策として、全ての児童生徒へのマスクの着用を実施している状況にあります。夏場を迎えては、3密対策と同時に熱中症に対する対応も必要となり、各学校において教職員一丸となり対応しております。議員ご提案のエアコンの設置につきましては、教育委員会といたしても学校教育に必要な学習環境の改善を図るため、夏の暑さ対策も考慮した冷房設備の設置に向け、設計に係る費用を本定例会において補正予算として提出しておりますので、ご理解願います。 |
| 質問3 | 河北保育所の施設について 今年度で閉所される河北保育所の施設はどう利用していくのか、見解を教えてください。 |
| | 答弁▼町長 河北保育所につきましては、現在建設中の子ども支援センター内に移設する上ノ国保育所と来年4月に統合することいたしました。統合後の当該保育所は、行政財産から普通財産へ用途を変更し、貸し付けや売り払い等のできる使用目的の無い財産となりますが、この施設を福祉施設として活用したいとの打診が一事業者よりありますので、町としましては事業者が施設内を確認後、福祉施設として活用できるのであれば、できる限りの協力をして参りたいと存じます。 |
| | 再質問 一事業者より打診があったとありますが、打診がもし撤回された場合、あの場所はどうになってしまうのか。また、使用目的のない財産としてそのままの状態で保存しておく、建物の老朽化等で利用したい事業者さんが出てくる可能性が極めて低いと思われま。そこで提案なのですが、小学校がある地区で公園がないのが町内では河北地区だけです。あの土地を利用して河北地区に公園をつくるなどの提案をさせていただきたいのですが、所見をお願いいたします。 |
| | 答弁▼住民課長 まずは、あの施設を有効活用することを努力したいと思います。その上で、多分質問の意図は、その場所以外についても、河北地区に公園を整備してはどうかというお話だと思うんですね。その場所うんぬん限らず。ただこれについては今、公園整備をするにあたっては多額の費用もかかりますので、利用の状況等を勘案しながら十分検討した上でないと、今この場の中でやるとは言えないと思いますので、改めてその辺については町として検討させていただきたいと思います。 |
| 質問4 | 持続化給付金について 町の持続化給付金を受け取った事業者の経営状況は8月現在売上は確保できているのか。又、飲食業、宿泊業以外の業種で新型コロナウイルスによる影響がでた会社があるのか。又その業種に今後持続化給付金があるのか、見解をお願いします。 |
| | 答弁▼町長 上ノ国町経営持続化支援金の給付状況は、飲食・宿泊事業者は19事業者のうち8件、610万3千円、飲食・宿泊事業者を除く全業種は87事業者のうち56件、1,680万円を給付しているところであります。8月末時点での各事業者の経営状況は把握しておりませんが、申請が集中した6月時点での各種事業者別の売上減少は飲食・宿泊業で54パーセント減、サービス業で35パーセント減、製造業で15パーセント減、小売業で7パーセント減となっております。国の緊急事態宣言が解除された以降は徐々に経済が回り出したと思われまますが、第2波とも呼ばれる新型コロナウイルスの感染が見られる状況から依然として各事業者の経営は厳しいものと推察されます。 このようなことから町の経営持続化支援金の対象期間を12月まで延長したところであり、これまで支援金を受けていない飲食・宿泊事業者及び飲食・宿泊事業者を除く全事業者には、それぞれの算出に基づき売上の減少があった場合には支援金が給付されることとなります。 |
| | 再質問 新型コロナウイルスは一度で終わるものではなく、第2波、第3波が現れると思います。持続化給付金について飲食業、宿泊業は12月まで上限の100万円まで何回も申請できるとありますが、その他の業種は、一律30万円を支給しています。 今後、飲食店、宿泊以外の業者に支給して終わりではなく、営業の実態をしっかりと把握した上で、第2波、第3波も対策が求められると思いますが、所見を伺います。 |

| | |
|--|---|
| | <p>答弁▼水産商工課長</p> <p>飲食店、宿泊業除く全業種の支援金につきましては、一律月20パーセント売上が減少した事業者に対して、一律30万というふうな形で、2月から7月までの対象期間として進めてきました。</p> <p>ただ、依然としてコロナウイルスの感染が拡大、終息がみられないという中で、日本経済自体が低迷している、この大きな要因は個人消費の低迷というふうにいわれております。そういったことで、今後の影響も加味しながら、全業種につきましても、12月まで期間延長したところでございます。一度もらった事業者にさらなる追加の支援というようなことでありますけど、1回目の答弁でお話したように、業種ごとに影響や売上の減少額が違います。また、その業種においてもそれぞれの事業者間によって売上状況、影響状況が異なります。そういった意味で全業種に対しては、一律減少分と、コロナの影響を捉えた中で、一律の30万円の支給でこれまでできました。</p> <p>今後も、今回は一度いただいた事業者にさらなる支援という形は、今のところ考えておりませんが、今後、影響ある事業者については、まだ支援が受領されていない事業者は支援対象となりますけれども、一度もらった部分の事業者については、今後のコロナの影響がどのような影響になるのか、さらなる深刻な状態になるのか、今のところわかりませんので、今後も事業者間のことについて、商工会と連携を密にして進めていきたいというふうに考えてございます。</p> |
| | <p>再々質問</p> <p>30万円の支給を全企業にしていると思いますが、まず6月、5月に20パーセントの減された企業の方は、業種では異なるとは思いますが、売上として1千万、2千万ある業種もあると思います。その中で30万円という給付金の中で、これからコロナに立ち向かっていくにあたり、業種ごとにしっかり商工会とおして把握した上で、こういった政策が必要なのかということについて議論する必要があると思います。ただ単にお金を払えとかそういうものではなく、しっかりと現状を把握することが大事な状況で、その上でじゃあ何が出来るのかということについてしっかり議論して、これから第3波、4波がくる中で、どうコロナに立ち向かっていくかということについて、しっかり考えていただきたいと思っております。</p> |
| | <p>答弁▼水産商工課長</p> <p>実は、第1波のときも商工会を通じて全業種に対してアンケート調査しております。そういったことで、全業種、事業者からアンケート回答いただいているんですけど、どうしても個々の事業者については、個々の事業者しか内容わかりませんので、商工会としてもできるだけ簡素なアンケートというふうな形で各事業者にお送りしてありますので、今後もそういった形で各事業者の状況を把握しながら進めていきたいというふうに思いますので、ご理解願います。</p> |
| | <p>質問5 道の駅の特産品直売所について</p> <p>道の駅に出品している生産者は販売手数料を払っていると思いますが、手数料を無くして町民が商品を出品しやすい環境を整えれば商品数が増え、来店していただいた方々にもっと楽しい道の駅もんじゅを提供出来るのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。</p> |
| | <p>答弁▼町長</p> <p>道の駅もんじゅの特産品販売所については、株式会社上ノ国町観光振興公社が運営しております。商品の販売委託を受けた場合には、15パーセントから20パーセントの手数料が一般的であり、これにより運営者は人件費や維持管理等の経費をまかない、利益を得ています。同公社が町内生産者から受取る販売手数料は、水産加工品及びその他加工製品等で20パーセント、農産物は15パーセントですが集荷や運搬も行う場合は20パーセントとなっております。なお、この手数料は、昨年7月に生産者である農業者、漁業者、加工業者等との話し合いで決められたものと伺っております。</p> <p>手数料を無くし商品を出品しやすい環境を整えてはとのご提案につきましては、観光振興公社は町が出資している第3セクターではありますが、利益を追求する株式会社でもありますことから、手数料収入は特産品販売所を運営するうえで必要な財源であり、無くすことは難しいものと考えられます。</p> |